

信号機管理の考え方

【令和8年度版】

【基本方針】

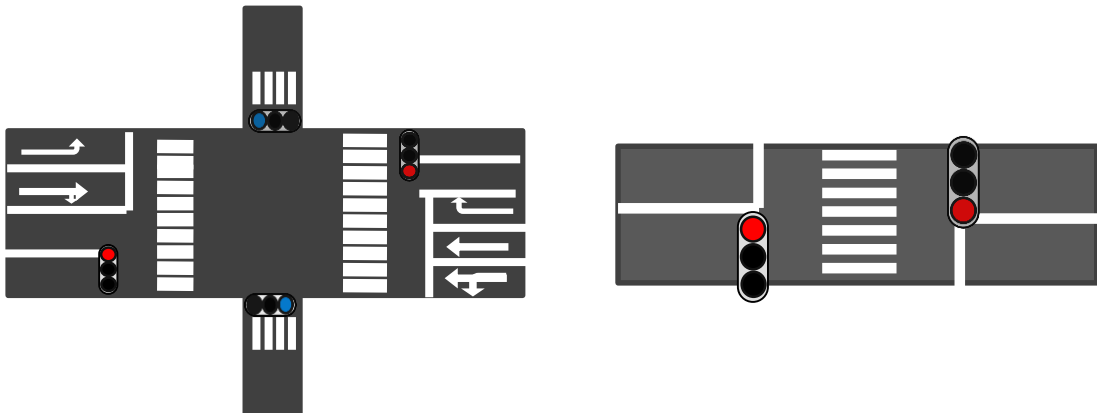
- 1 信号機は、警察庁が示した「信号機設置の指針」を踏まえ、真に必要性の高い場所を選定して設置する。
- 2 信号機の更新基準は、製造後おおむね19年と示されており、毎年行う保守点検の結果や補修履歴等を踏まえ更新の必要性が高いと認められるものを優先的に更新する。
- 3 既設の信号機は、交通環境の変化等により、設置場所が「信号機設置の指針」に示す諸条件に該当しなくなったときは、当該信号機の撤去を検討する。
- 4 信号機をはじめとする交通安全施設は、不断の見直しと維持管理に係るコストの合理化を推進し、中長期的視点に立ってその機能を維持していく。

信号機の設置状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信号機数(基)	4,358	4,344	4,324	4,306
19年以上経過	828	803	777	761
19年未満	3,530	3,541	3,547	3,545

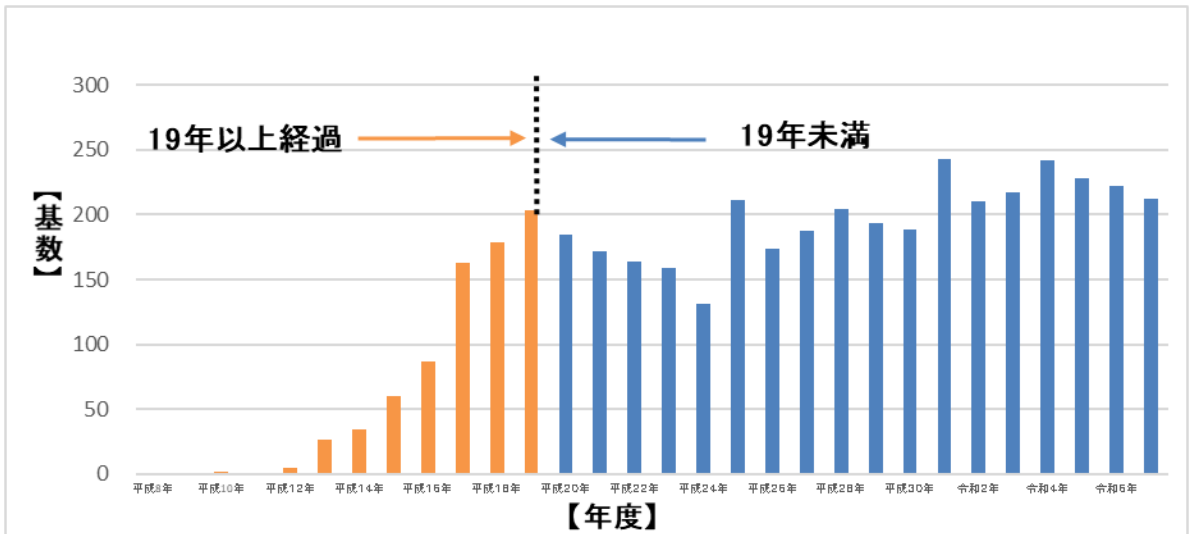
製造後19年が経過した信号機は、故障等のおそれが高くなるため計画的に更新していかなければならない。

信号機1基とは

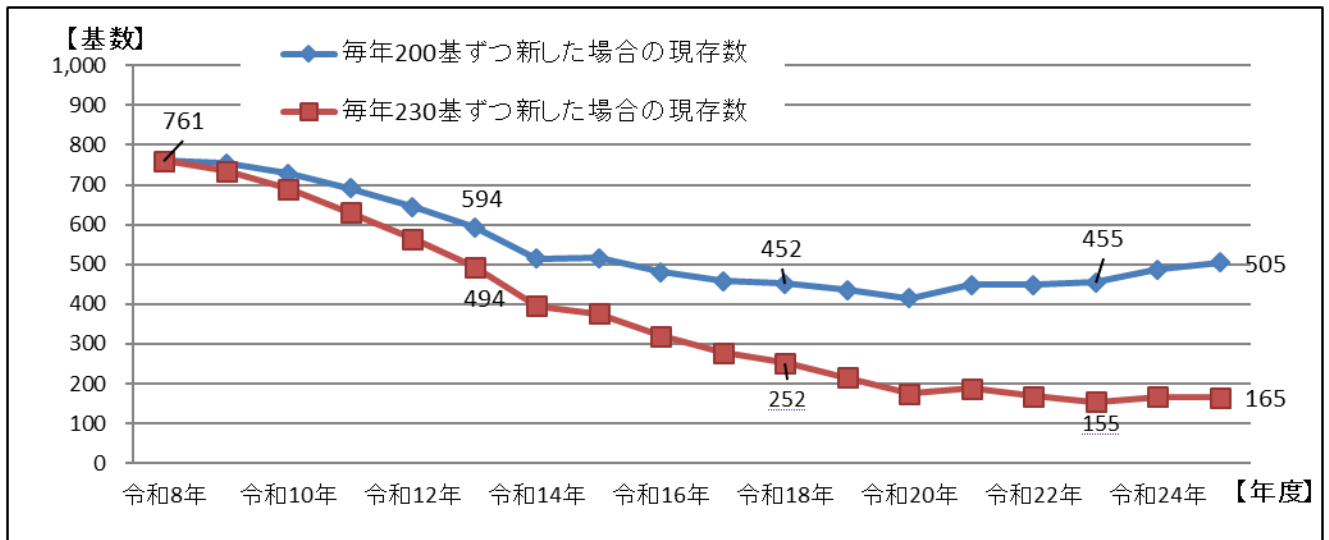


図のような交差点、横断路の設置状況を信号機1基とします。

信号機の設置基数(製造年度別)



製造後19年経過した信号機数(基)の将来予測(令和7年度末現在761基現存)



- 令和8年度は更新対象の信号機を195基更新する予定です。
- 県内の信号機(4306基)を19年周期で更新するには、毎年約230基ずつ更新する必要があります。※ $4306 \div 19 \div 230$ (基)
- 上の折れ線グラフは、更新対象の信号機を年間約200基ずつ更新していく場合と約230基ずつ更新していく場合に現存する更新対象の信号機の数予測したものです。
- 信号機は、厳しい財政状況下においても基本方針に基づいて維持管理を図っていくこととしています。